

令和8年10月19日
障 害 福 祉 部

世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の一部改正（素案）
パブリックコメント実施結果について

令和8年9月8日から10月7日まで実施した世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の一部改正（素案）に対する意見募集（パブリックコメント）の実施結果（速報）について、以下のとおり報告する。

1 パブリックコメントの実施結果（速報）

（1）意見募集期間

令和8年9月8日（火）～10月7日（水）

（2）意見提出人数

34人

（郵送7人、ホームページ23人、持参2人、FAX1人、その他1人）

（3）意見件数

67件

【内訳】

条例全般に関すること	7件
第8条の2 意思決定の支援、第15条の2 意思決定に係る支援に関すること	5件
第8条の3 区政への参加及び参画に関すること	1件
第9条 意見聴取に関すること	1件
第10条 普及啓発に関すること	4件
第12条 相談対応に関すること	1件
第15条 支援体制の構築等に関すること	19件
第17条 インクルーシブ教育に関すること	3件
その他	26件

（4）意見概要

別紙1のとおり

※ 改正（素案）新旧対照表は別紙2のとおり

2 今後のスケジュール（予定）

原則として、次期インクルージョンプランの策定と並行して検討を進めることとする。

令和8年11月	地域保健福祉審議会（改正条例（素案）の報告）
12月	政策会議（改正条例（案）、パブリックコメントの結果等）
令和9年2月	福祉保健常任委員会（改正条例（案）の報告） 区議会第1回定例会（条例（案）の提案） パブリックコメントに対する区の回答の公表
4月	条例施行

**区民意見（パブリックコメント）
意見概要
（令和8年10月16日 速報版）**

1 条例全般に関すること（7件）

意見番号	意見概要
1-1	障害のある人となない人が、幼い頃から同じ地域の中で実際に出会い、関係を築き、それぞれ違いがあることを前提として一緒に生活することも、地域共生の重要な土台ではないでしょうか。 障害理解は、大人になってから突然始まるものではない。子どもの頃から地域の中にさまざまな人がいて、一緒に遊んだり、困っているときに助けたり、時にはうまくいかなかったりする経験を積み重ねることが、将来の障害理解につながるのでしょうか。 今回の条例改正を機に、「障害理解」や「地域共生」を区民への理念や啓発だけで終わらせず、区自身が提供する教育や福祉の現場についても、障害のある子どもが本当に地域の一員として扱われているか、障害のある子どもとなない子どもが実際に関係を築ける環境になっているか、地域で学ぶことを希望した家庭に過度な負担を求めているか、という視点から検証してください。
1-2	素案で示された3点の改正点について、大いに歓迎し、賛同します。
1-3	条例改正の内容について、賛成します。
1-4	今回の条例改正素案では、障害の社会モデルや社会的障壁の定義が明確化され、障害理解の促進が区民、事業者、行政の共通課題として位置づけられています。この方向性を強く支持します。
1-5	本改正素案は、障害への理解促進および地域共生社会の実現に向けた理念と具体的な方策を示しており、世田谷区におけるユニバーサルな共生社会の構築に資する重要な基盤となるものです。 これらの点を高く評価し、改正案に賛成する。条例の改正により、区民における障害に対する理解の深化や地域共生社会の実現に向けた取り組みが、今後更に推進されることを期待します。
1-6	素案で示された3点の改正点について、高く評価します。
1-7	障害のある人もない人も地域で共に自分らしく暮らし続けられる社会の実現をめざす重要な条例だと思います。

2 第8条の2 意思決定の支援、第15条の2 意思決定に係る支援に関すること（5件）

意見番号	意見概要
2-1	「意思決定支援」を口実とした支援事業者や特定団体による誘導・代弁行為（代理人問題・利益相反）を防止するため、支援の客観性を確認する手続きおよび行政裁量の留保を明記してください。
2-2	改正後の条例に、障害者の意思決定権、自らの意思が反映された生活を営めるよう支援に配慮し実施に努めることが追加されることについて全面的に賛成します。
2-3	第2条では、新たに（10）として「障害福祉サービス事業者等」の定義が追加され、意思決定支援や区政への参加・参画に関して、区および障害福祉サービス事業者がその特性に応じた環境整備に努めることが明記されました。この規定は、行政と民間事業者が連携し、障害者の意思決定支援や区政参加を促進する体制を強化するものであり、評価できます。

2-4	第8条の2では、障害者が「自らの意思が反映された生活」を送ることを保障するため、その意思決定を支援し、実現に努めることが新たに定められました。本条文における意思決定支援は、行政のみならず障害福祉サービス事業者等の協力が不可欠です。今回の改正により、官民が連携し、障害者一人ひとりが主体的に生活を選択し、その意思が尊重される社会の実現が一層進むことを期待します。
2-5	第15条の2を、「障害者がどこで誰と地域社会で生活するかを、障害者が自分の生活について選択及び管理することを可能にするための施策を講ずるものとする」と改めていただきたいです。

3 第8条の3 区政への参加及び参画に関すること（1件）

意見番号	意見概要
3-1	会議参加のための環境整備について、外注委託費の膨張や職員の過度な事務負担を抑制するため、「過重な負担とならない合理的な範囲」「既存リソースの活用」に限定してください。

4 第9条 意見聴取に関すること（1件）

意見番号	意見概要
4-1	意見聴取を、単なる行政への意見収集にとどめず、区民が当事者の声を知り、社会的障壁を自分ごととして理解できるよう、広報やイベントで積極的に発信することを希望します。

5 第10条 普及啓発に関すること（4件）

意見番号	意見概要
5-1	高齢による認知機能の変化、病気や事故による一時的な障害、子どもの発達特性など、障害は特定の人だけの問題ではありません。 区民が「自分や家族にも関係すること」と感じられるよう、広報や教育の中で身近な事例を積極的に紹介することを求めます。
5-2	障害理解は、単に障害者への配慮にとどまらず、子育て、高齢者支援、外国ルーツの住民、病気や怪我で一時的に支援が必要な人など、地域の多様な困りごとと共通する「社会的障壁」の問題であり、条例が定義する社会的障壁（第2条）を、地域のさまざまな課題と結びつけて説明することで、区民の理解がより広がると考えます。
5-3	障害理解を社会全体の課題として広げるには、行政だけでなく、区民が日常的に接する場所での取り組みが不可欠です。商店街、学校、自治会、企業などが「障害理解＝地域の誰もが暮らしやすくなる取り組み」として実践できるよう、区が教材・研修・モデル事例を提供することを求めます。
5-4	外見からは分かりにくい障害については、実際に自分や家族が当事者になって初めて知ることが多いと感じます。障害のある子どもの親になってから知るのではなく、妊娠・出産時や乳幼児健診など、子育ての早い段階で、「子どもの発達にはさまざまな特性があり、こうした障害もある」という基礎的な知識を得られる機会があってもよいと思います。

6 第12条 相談対応に関すること（1件）

意見番号	意見概要
6-1	障害を理由とする差別及び合理的配慮に関する専用窓口設置にあたっては、誰もがその当事者の立場に立ったものが、気安く安心して相談できるようにするべきであり、身近なところに設置し何よりも広く広報し周知すべきです。

7 第15条 支援体制の構築等に関すること（19件）

意見番号	意見概要
7-1	当事者の主観的な「選択」を無条件に義務化せず、客観的な自立可能性・健康安全の確保、および「現行の支給限度基準の範囲内」に限定する明文規定を置いてください。
7-2	第15条2項の表現では、施設から地域への移行先として「第一の選択肢はグループホーム」であって、「アパートなどでの一人暮らし等は『その他』扱い」という印象を拭えません。【素案】第15条3項でもグループホームについては記述があるので、より基本的な理念や考え方を総括所見に合致させるための条文とし。【素案】第15条3項の冒頭の表現を「前2項に規定する目的を達成するため、」と改めてはどうでしょうか。
7-3	第15条2項を「ひとり暮らしのできるアパートやバリアフリー住宅、グループホームなど多様な住まいを確保します」などのわかりやすい表現にしていこうでしょうか。
7-4	15条2項については、変更が見当たらず、「障害者の地域生活の継続及び施設での生活から地域での生活への移行に寄与するグループホームその他の住まい」の箇所には違和感があります。地域共生のためには、「寄与すること賃貸住宅、公営住宅、グループホームなど多様な住まいを確保します」と、グループホームを殊更強調せず、「その他」の内容を明確にするべきです。
7-5	第15条2項が施設からの自立の先がグループホームとされていて一人暮らしの記述がないことは、国連勧告を反映したことになっていません。『区は、障害者の地域生活の継続及び施設での生活から地域での生活への移行に寄与する賃貸住宅や公営住宅、グループホームなど多様な住まいの場の確保のために必要な施策を講ずるものとする。』としてもらいたいです。
7-6	第15条案を 日本が批准する障害者の権利に関する条約の条文に沿った条文に改訂してもらいたいです。 改訂の一例 第15条 区は、障害者等が住み慣れた地域で、どこで誰と生活する権利を持ち、安心して暮らし続けることができるよう（以下同） 2 区は、障害者が特定の生活様式で生活するよう義務づけられず、どこで誰と生活するかを選択する機会を持って地域での生活が継続できるようにするために必要な施策を講ずるものとする。 3 前2項に基づき、区は（以下同）・・・自ら選択した生活を営み、地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な施策を講ずるものとする。
7-7	重度障害者向けグループホームが必要所要量に満たない現状もあり、自立したひとり暮らしやシェアハウス等の地域生活の多様化をお願いしたいです。

7-8	条例第15条2項について、「せたがやインクルージョンプラン～わかりやすい版～」に採用された表現を活用するなどして、例えば、「地域での生活への移行に寄与する賃貸住宅や公営住宅、グループホームなど、多様な住まいの場」と改めるなど、より国連障害者権利委員会勧告を反映した条例改正することを要望します。
7-9	障害者権利条約では地域生活におけるグループホームはインクルージョンではないとされています。 素案ではグループホームが地域移行の代表に位置付けられていますが、アパートや家などでの生活を先に置いてもらいたいです。 2024 年 12月に公表された「せたがやインクルージョンプラン～わかりやすい版～」の「施設での生活から地域での生活への移行に寄与する賃貸住宅や公営住宅、グループホームなど多様な住まいの場を確保します」という表現はよかったです。
7-10	条例第15条2項を「区は、障害者の地域生活の継続及び施設での生活から地域での生活への移行に寄与し、障害者がどこで誰と地域社会において生活するかを選択する機会を保障し、特定の生活施設で生活する義務を負わず、障害者が自分の生活について選択及び管理することを可能にするために必要な施策を講ずるものとする。」と改めてください。 その上で、【素案】第15条3項の冒頭の表現を「前2項に規定する目的を達成するため、」と改めてください。
7-11	第15条2項について、「せたがやインクルージョンプラン～わかりやすい版～」に採用された表現を活用するなどして、例えば、「地域での生活への移行に寄与する賃貸住宅や公営住宅、グループホームなど、多様な住まいの場」と改めるなど、より国連障害者権利委員会勧告を反映した条例改正することを要望します。
7-12	第15条第2項を「区は、障害者の地域生活の継続及び施設での生活から地域での生活への移行に寄与する公営・私営の賃貸住宅、グループホームその他の住まい、通所施設等の確保のために必要な施策を講ずるものとする」に変更することを希望します。
7-13	第15条2項について、「せたがやインクルージョンプラン～わかりやすい版～」に採用された表現を活用するなどして、例えば、「地域での生活への移行に寄与する賃貸住宅や公営住宅、グループホームなど、多様な住まいの場」と改めるなど、より国連障害者権利委員会勧告を反映した条例改正することを要望します。
7-14	15条第3項として、前2項に規定するもののほか、区はひとり暮らし等の自立した生活、家族との同居、グループホームの利用等をして入れていますが、第15条第2項を第3項を基本とする条文としてもらいたいです。 第15条2改正案 区は、障害者の地域生活の継続及び施設での生活から地域での生活への移行については、ひとり暮らし等の自立した生活、家族との同居、グループホームの利用等、自らが選択した地域社会での生活を営むために必要な施策を講ずるものとする。
7-15	第15条第2項では、「地域移行に寄与するグループホームその他の住まい」となっていますが、例えば、「地域移行に寄与する賃貸住宅、グループホームなど多様な住まい」と改めるなどして、国連障害者権利条約に基づく勧告を反映した内容に改めていただきたいです。
7-16	障害者が施設を脱却し、地域での自立生活を実現させるための支援の充実を施策に掲げてほしいです。 区が障害者のための賃貸住宅や公営住宅の確保に努めてもらいたいです。

7-17	重度な人は施設がいいという考えは間違えである。日常的に介助を必要とし、介助方法も注意や配慮な肢体不自由者でも、地域で一人暮らしできるように支える体制をつくってもらいたいです。
7-18	地域での生活の形態として、介助者を入れた単独での生活があります。健常者は自由に一人暮らしを選べるが、障害者はそれが難しい状況であり、その面での行政の強いサポートが必要です。そのことを入れるために 「区は、障害者の地域生活の継続及び施設での生活から地域での生活への移行をすすめるために、介助者付き単独生活の実現できるように、諸条件を整えることとする。また、グループホームその他の住まい、通所施設等の確保のために必要な施策を講ずるものとする。」と改めていただきたいです。
7-19	長期にわたって入院生活を強いられている障害者の仲間が大勢います。その方々に、地域社会で自分の描く生活設計ができるように、施策を講じていただきたいです。

8 第17条 インクルーシブ教育に関すること（3件）

意見番号	意見概要
8-1	特別支援学校か地域の学校かという二者択一ではなく、専門的な支援を必要とする子どもが十分な支援を受けられることと、障害のある子どもが地域の一員として育つことを、できる限り両立させてほしいです。 地域校を選択した家庭についても、その選択を実現するために必要な支援を家庭の付き添いに依存するのではなく、行政・教育委員会・学校の仕組みとしてどこまで保障できるのかを考えていただきたいです。
8-2	インクルーシブ教育は共生社会の礎です。世田谷の地域共生社会を実現していくために、教育委員会と連携して、更にインクルーシブ教育を進める施策に取り組むため条文を『区は、インクルーシブ教育（障害のある子どもを含む全ての子どもが、一般的な教育制度から排除されずに、それぞれの子どもに必要な合理的配慮のもとで、共に学び、共に育つことができる仕組みをいう。）の推進のために必要な施策を教育委員会と連携して講ずるものとする』としてもらいたいです。
8-3	「一般的な教育制度から排除されずに」この表現は教育制度一般をさしており、これを「普通教育制度」と改め、「障害」、「合理的配慮」、「特別支援」等の名目で分離することなく、文字通り「同じ教室で」とともに学ぶ仕組みを推進することを明確にすべきです。

9 その他（26件）

意見番号	意見概要
9-1	福祉人材の不足を理由とした区独自の賃上げ・給与上乗せ助成金の創設を行わないこと。市場原理を尊重し、区税を支える他産業（商業・サービス業・ものづくり）の振興と公平性を最優先してください。
9-2	ふるさと納税による巨額の税流出や本庁舎整備費用の増大など区の厳しい財政状況を直視し、公助の対象を「真に自立困難な者への必要最低限」に絞り込み、地方自治法第2条第14項の「最少経費原則」を徹底してください。

9-3	通常学級で過ごすことは難しい一方で、特別支援学校を選ぶほどではない子どもたちは、本人に合った学び方や居場所を見つけることがとても難しいと感じています。学校の先生だけにすべてを任せるのではなく、福祉や障害児支援の知識や経験を学校の中にもっと取り入れてほしいです。
9-4	障害児を育てる家庭への支援は、できる限り所得によって線を引かず、障害の程度や実際の支援ニーズに応じて公平に受けられる制度にしてほしいです。
9-5	区には、相談支援の数を確保するだけでなく、相談支援が実際に本人の地域生活を支える役割を果たしているのか、その質をどのように確保し、相談支援専門員の専門性をどのように高めていくのかについても、ぜひ考えていただきたいです。
9-6	医療的ケア児・者の支援だけでなく、重度身体障害者のそれぞれの特性に応じて必要な支援が受けられるようにお願いします。
9-7	「支援」という言葉は、やってあげる、障害者はやってもらおうと、上下の関係になってしまうので、もっと別の言葉があるよいです。
9-8	スマートフォンやパソコンなどの値段の高騰により、障害者が購入できなくなることで、情報にアクセスできなくなるのは時間の問題です。 生活困窮者、精神・身体障害者へのスマートフォンの購入費助成を、導入していただきたいです。
9-9	問題のある施設を運営する企業の摘発のための法や制度の整備を行ってもらいたいです。
9-10	障害支援課（区）は、これまでのケースワーカーや管理職、全てが、冷たく話を聞かず、障害者の中に重度心身障害者は入っていないのだと、思っている。本人および家族の希望を聞いて、よりそって困りごとに対応していただきたいです。
9-11	車椅子用トイレにユニバーサルシート（大人用のベッド）の設置をお願いしたいです。 ユニバーサルシートのあるトイレのマップなど、バリアフリー情報がすぐにわかるマップ等があると外出がしやすいです。
9-12	日常の絶え間ない介助をしながら、ヘルパーを探すことは困難です。相談があった場合は、人を探す手伝いをやっていただきたいです。
9-13	サービスを急に減らす、従業員の態度が悪い、改ざんなどこれまで経験してきました。 また、苦情を言うと、サービスを提供しないなどの脅しも受けたこともあります。 このような苦情を区に言った場合、事業所に対して指導する体制をつくっていただきたいです。
9-14	障害のある人が必要な支援を受けながら働き続けることも「自立」の一つとして捉え、就労と生活の両面から支援を充実していただきたいです。 土日や就業時間外、テレワーク中にも必要に応じて家事支援を利用できるなど、働いている障害者の実情に合わせた柔軟な支援制度を検討していただきたいです。
9-15	障害者施策については、1人ひとりが制度や事業の理解が必ずしもできていないと思います。 行政の伝え方に問題があります。どうすれば、必要な情報を必要な人に届けることができるか、工夫して良い方法を考えてもらいたいです。
9-16	生まれながらや若い時期だけではなく40代以降や60代70代になってから障害認定を受ける方もいらっしゃる、本人は高齢者といわれるより障害者と言われた方が気持ちがわかく、社会でつながり自立できると思うので、高齢か障害かは自分で決めてサービスを受けられる様にしてほしいです。

9-17	「障害のある当事者」とは、障害のある本人だけを指すのではなく、その人を支える家族、親兄弟までも含む当事者として捉えていただきたいです。
9-18	「次期せたがやインクルージョンプラン」を考える際には、障害のある本人だけではなく、その家族もまた社会の中で孤立することなく、働き、学び、地域と関わり、自分自身の人生を生きていけることを、インクルージョンの重要な要素として位置づけていただきたいです。
9-19	「本人の選択」だけではなく、その本人を支える家族自身の選択や意思決定についても、一緒に考えていただきたいです。
9-20	障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消、安心して暮らし続けることができる地域づくりの目的を実現するために、区民、区内において事業活動を行う個人、法人又は団体への施策推進をあげているが、この中でも警察署、消防署、病院への啓発、研修などが急務だと経験的に実感しています。
9-21	グループホームにおいて、朝食時間のルールや他利用者の騒音への対応、職員とのかかわり方、精神科受診や服薬に関する対応などについて、本人の意向が十分に尊重されず、一方的な対応を受けたと感じています。苦情への対応や説明、謝罪が十分でなかったことから、利用者の意志や権利を尊重した運営と、苦情解決体制の充実を求めます。また、呼称の扱いなどを含め、利用者の尊厳に配慮した支援を行ってほしいです。
9-22	生活保護を利用していても家賃補助額が実際の家賃水準と合わず負担が大きいため、住宅補助金額の見直しをしてほしいです。また、生活保護は障害者にとって重要なライフラインなので、障害者にもっと寄り添った対応をしてほしいです。
9-23	精神障害のある親が子育てを続ける中で、子どもの不登校などさまざまな困難に直面することがあります。病気治療中の家族、特に子どもに対して、安心して相談できる体制や具体的なサポートを充実してほしいです。
9-24	災害時について、精神障害者の中には避難所に行けなかったり、自宅での備蓄品の確保や管理が難しい人もいるため、区から支給してほしいです。
9-25	精神障害の影響で、ごみ出しが難しいので、集合住宅に24時間ごみ出しができる、ごみ庫の設置を検討してほしいです。
9-26	てんかんによる難聴の進行等により、病院での説明や日常生活の手続き、買い物などをひとりで行うことが難しく、家族に大きく依存せざるを得ない状況であります。障害があるためうつ症状も強く、収入や住まい等について不安。区でカウンセリングを設けてほしいです。

世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の一部を改正する条例（素案）新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例 令和4年9月30日条例第41号	○世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例 令和4年9月30日条例第41号
改正 令和5年6月27日条例第38号 世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例	改正 令和5年6月27日条例第38号 世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例
目次	目次
前文	前文
第1章 総則（第1条―第8条の3）	第1章 総則（第1条―第8条）
第2章 障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消のための施策（第9条―第12条）	第2章 障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消のための施策（第9条―第12条）
第3章 安心して暮らし続けることができる地域づくり並びに参加及び活躍の場の拡大のための施策（第13条―第20条）	第3章 安心して暮らし続けることができる地域づくり並びに参加及び活躍の場の拡大のための施策（第13条―第20条）
第4章 情報コミュニケーションの推進のための施策（第21条・第22条）	第4章 情報コミュニケーションの推進のための施策（第21条・第22条）
附則	附則
障害者の権利に関する条約が、平成18年12月に第61回国際連合総会で採択され、平成20年5月に発効しました。国は、この条約の「障害が、機能障害を有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずる」という障害の社会モデルの考え方、「言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」という考え方、「自己の人生を選択し、コントロールする自由をもって、自立した生活を営み、地域社会に受け入れられること」をいう「自立した生活及び地域社会への包容」の考え方等を基に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する	障害者の権利に関する条約が、平成18年12月に第61回国際連合総会で採択され、平成20年5月に発効しました。国は、この条約の「障害が、機能障害を有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずる」という障害の社会モデルの考え方、「言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」という考え方、「自己の人生を選択し、コントロールする自由をもって、自立した生活を営み、地域社会に受け入れられること」をいう「自立した生活及び地域社会への包容」の考え方等を基に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する

改正後	改正前
ための法律及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律をはじめとした法制度の整備等を行ってきました。さらに、平成27年9月の国連持続可能な開発サミットにおいて、あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進することをはじめとした持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。国際社会の目標として、誰も置き去りにしない社会、いわゆる、インクルーシブ社会の実現が求められています。 世田谷区では、せたがやノーマライゼーションプランに基づき、障害に対する理解の促進、障害を理由とする差別の解消等のための施策に計画的に取り組んできました。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を障害に対する理解を促進する大きな機会と捉え、国から先導的共生社会ホストタウンの認定を受けて「ユニバーサルデザインのまちづくり」、「パラスポーツの推進」及び「心のバリアフリー」を柱とする様々な取組を推進してきました。 しかし、障害者等を取り巻く現状においては、障害に対する理解の促進、障害を理由とする差別の解消、安心して暮らし続けることができる地域づくり、参加及び活躍の場の拡大並びに情報コミュニケーションの保障のより一層の推進といった課題があります。 世田谷区は、これらの課題の解決に必要な施策を総合的に講じ、心身の機能に障害のある区民のみならず、様々な状況及び状態にある区民が多様性を尊重し、価値観を相互に認め合い、安心して暮らし続けることができる地域共生社会を実現するために、この条例を制定します。 第1章 総則 （目的） 第1条 この条例は、障害に対する理解の促進、障害を理由とする差別の解消、安心して暮らし続けることができる地域づくり、参加及び活躍の場の拡大並びに情報コミュニケーションの推進に関する基	ための法律及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律をはじめとした法制度の整備等を行ってきました。さらに、平成27年9月の国連持続可能な開発サミットにおいて、あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進することをはじめとした持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。国際社会の目標として、誰も置き去りにしない社会、いわゆる、インクルーシブ社会の実現が求められています。 世田谷区では、せたがやノーマライゼーションプランに基づき、障害に対する理解の促進、障害を理由とする差別の解消等のための施策に計画的に取り組んできました。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を障害に対する理解を促進する大きな機会と捉え、国から先導的共生社会ホストタウンの認定を受けて「ユニバーサルデザインのまちづくり」、「パラスポーツの推進」及び「心のバリアフリー」を柱とする様々な取組を推進してきました。 しかし、障害者等を取り巻く現状においては、障害に対する理解の促進、障害を理由とする差別の解消、安心して暮らし続けることができる地域づくり、参加及び活躍の場の拡大並びに情報コミュニケーションの保障のより一層の推進といった課題があります。 世田谷区は、これらの課題の解決に必要な施策を総合的に講じ、心身の機能に障害のある区民のみならず、様々な状況及び状態にある区民が多様性を尊重し、価値観を相互に認め合い、安心して暮らし続けることができる地域共生社会を実現するために、この条例を制定します。 第1章 総則 （目的） 第1条 この条例は、障害に対する理解の促進、障害を理由とする差別の解消、安心して暮らし続けることができる地域づくり、参加及び活躍の場の拡大並びに情報コミュニケーションの推進に関する基

改正後	改正前
本的な事項を定めることにより、地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 障害 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）、難病その他の心身の機能の障害をいう。 (2) 地域共生社会 障害のある区民その他の様々な状況及び状態にある区民が多様性を尊重し、価値観を相互に認め合い、地域において共に生きる社会をいう。 (3) 社会的障壁 障害のある者又は障害のある者に当たらない者であって日常生活若しくは社会生活の様々な場面において支援を必要とする状態にあるものにとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他のものをいう。 (4) 障害者 障害のある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。 (5) 障害者等 障害者及び障害者に当たらない者であって日常生活又は社会生活の様々な場面において支援を必要とする状態にあるものをいう。 (6) 障害に対する理解 障害及び障害者についての誤解、障害者に対する偏見等を解消し、障害者、その家族等の心情に配慮することをいう。 (7) 障害の社会モデルの考え方 障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するのではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるという考え方をいう。 (8) 区民 区内に居所、勤務先又は通学先がある者をいう。	本的な事項を定めることにより、地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 障害 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）、難病その他の心身の機能の障害をいう。 (2) 地域共生社会 障害のある区民その他の様々な状況及び状態にある区民が多様性を尊重し、価値観を相互に認め合い、地域において共に生きる社会をいう。 (3) 社会的障壁 障害のある者又は障害のある者に当たらない者であって日常生活若しくは社会生活の様々な場面において支援を必要とする状態にあるものにとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他のものをいう。 (4) 障害者 障害のある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。 (5) 障害者等 障害者及び障害者に当たらない者であって日常生活又は社会生活の様々な場面において支援を必要とする状態にあるものをいう。 (6) 障害に対する理解 障害及び障害者についての誤解、障害者に対する偏見等を解消し、障害者、その家族等の心情に配慮することをいう。 (7) 障害の社会モデルの考え方 障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するのではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるという考え方をいう。 (8) 区民 区内に居所、勤務先又は通学先がある者をいう。

改正後	改正前
(9) 事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。 <u>(10) 障害福祉サービス事業者等 区内において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う者、同条第11項に規定する障害者支援施設を経営する事業を行う者及び同条第19項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業を行う者、同条第6項に規定する障害児相談支援事業を行う者及び同法第7条第1項の障害児入所施設又は児童発達支援センターを経営する事業を行う者をいう。</u> <u>(11) 障害者団体 障害者、その家族又は支援者により構成された団体をいう。</u> <u>(12) 意思疎通等の手段 手話、要約筆記、点字、音声、筆談、代読代筆、音声コード、拡大文字、触手話、指点字、指文字、ひらがな表記、サイン、写真、図画その他の障害者等が情報を取得し、若しくは利用し、又は他人との意思疎通を図るための手段をいう。</u> <u>(13) 情報コミュニケーション 意思疎通等の手段により、円滑に情報を取得し、若しくは利用し、又は意思疎通を図ることをいう。（基本理念）</u> 第3条 障害に対する理解の促進、障害を理由とする差別の解消その他の地域共生社会の実現に向けた取組の基本理念（以下「基本理念」という。）は、次に掲げるとおりとする。 (1) 区民は、障害の有無にかかわらず、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されること。 (2) 区民は、障害を理由とする差別に加えて、性別、性の多様性そ	(9) 事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。 (10) 障害者団体 障害者、その家族又は支援者により構成された団体をいう。 (11) 意思疎通等の手段 手話、要約筆記、点字、音声、筆談、代読代筆、音声コード、拡大文字、触手話、指点字、指文字、ひらがな表記、サイン、写真、図画その他の障害者等が情報を取得し、若しくは利用し、又は他人との意思疎通を図るための手段をいう。 (12) 情報コミュニケーション 意思疎通等の手段により、円滑に情報を取得し、若しくは利用し、又は意思疎通を図ることをいう。（基本理念） 第3条 障害に対する理解の促進、障害を理由とする差別の解消その他の地域共生社会の実現に向けた取組の基本理念（以下「基本理念」という。）は、次に掲げるとおりとする。 (1) 区民は、障害の有無にかかわらず、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されること。 (2) 区民は、障害を理由とする差別に加えて、性別、性の多様性そ

改正後	改正前
の他の事由又はこれらが複合した状態に起因して困難な状況に置かれる場合は、その状況に応じた適切な配慮がなされること。 (3) 障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消のために、地域社会は多様な人々により構成されているという基本的な認識を基に、全ての区民が多様性を尊重し、価値観を相互に認め合い、並びに障害、障害者及び障害の社会モデルの考え方に関する知識を培うこと。 (4) 障害者等が意思の形成又は表明のための支援その他の日常生活に必要な支援を受けることに加えて、意思疎通等の手段について選択の機会が確保されることによりその自己決定権が尊重され、自らの意思に基づき個性及び能力を発揮することができる環境の整備が行われること。 (区の責務)	の他の事由又はこれらが複合した状態に起因して困難な状況に置かれる場合は、その状況に応じた適切な配慮がなされること。 (3) 障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消のために、地域社会は多様な人々により構成されているという基本的な認識を基に、全ての区民が多様性を尊重し、価値観を相互に認め合い、並びに障害、障害者及び障害の社会モデルの考え方に関する知識を培うこと。 (4) 障害者等が意思の形成又は表明のための支援その他の日常生活に必要な支援を受けることに加えて、意思疎通等の手段について選択の機会が確保されることによりその自己決定権が尊重され、自らの意思に基づき個性及び能力を発揮することができる環境の整備が行われること。 (区の責務)
第4条 区は、基本理念にのっとり、次に掲げる施策を講ずるものとする。 (1) 区民及び事業者が、障害、障害者及び障害の社会モデルの考え方に関する知識を培うことにより、障害に対する理解を深め、適切に行動するために必要な施策 (2) 区の職員が、障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消に向けた適切な支援を行うための基礎として、障害及び障害者に関する知識並びに障害の社会モデルの考え方を習得し、障害者、その家族等の心情を汲み取ることができるようになるために必要な施策 (3) 区の職員が、その事務又は事業を行うに当たり、障害者の障害の特性に応じて丁寧かつ適切な対応を行うために必要な施策 (4) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）の趣旨を踏まえた障害者の虐待の予防及び早期発見のために必要な施策	第4条 区は、基本理念にのっとり、次に掲げる施策を講ずるものとする。 (1) 区民及び事業者が、障害、障害者及び障害の社会モデルの考え方に関する知識を培うことにより、障害に対する理解を深め、適切に行動するために必要な施策 (2) 区の職員が、障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消に向けた適切な支援を行うための基礎として、障害及び障害者に関する知識並びに障害の社会モデルの考え方を習得し、障害者、その家族等の心情を汲み取ることができるようになるために必要な施策 (3) 区の職員が、その事務又は事業を行うに当たり、障害者の障害の特性に応じて丁寧かつ適切な対応を行うために必要な施策 (4) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）の趣旨を踏まえた障害者の虐待の予防及び早期発見のために必要な施策

改正後	改正前
(5) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の趣旨を踏まえた障害者及びその養護者の支援を行うために必要な施策 (6) 障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要な施策 (7) 障害者等の情報コミュニケーションの推進のために必要な施策 (事業者の役割)	(5) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の趣旨を踏まえた障害者及びその養護者の支援を行うために必要な施策 (6) 障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要な施策 (7) 障害者等の情報コミュニケーションの推進のために必要な施策 (事業者の役割)
第5条 事業者は、基本理念を踏まえ、次に掲げる取組を実施するように努めるものとする。 (1) その事業活動及び事業所の運営において、障害に対する理解の促進、障害を理由とする差別の解消その他の地域共生社会の実現に向けて必要な措置を講ずる取組 (2) 区が実施する障害に対する理解の促進、障害を理由とする差別の解消その他の地域共生社会の実現に向けた施策に協力する取組 (区民等の協力)	第5条 事業者は、基本理念を踏まえ、次に掲げる取組を実施するように努めるものとする。 (1) その事業活動及び事業所の運営において、障害に対する理解の促進、障害を理由とする差別の解消その他の地域共生社会の実現に向けて必要な措置を講ずる取組 (2) 区が実施する障害に対する理解の促進、障害を理由とする差別の解消その他の地域共生社会の実現に向けた施策に協力する取組 (区民等の協力)
第6条 区民は、基本理念を踏まえ、障害、障害者及び障害の社会モデルの考え方に関する知識を培い、障害に対する理解の促進、障害を理由とする差別の解消その他の地域共生社会の実現に向けた取組に寄与するよう努めるものとする。 2 障害者団体は、基本理念を踏まえ、障害者及びその家族の生活状況に基づく意見及び要望を把握し、必要に応じてこれらの者を支援する関係機関、区等へこれを伝達するとともに、障害に対する理解の促進、障害を理由とする差別の解消その他の地域共生社会の実現に向けた取組に寄与するよう努めるものとする。 (障害を理由とする差別の禁止)	第6条 区民は、基本理念を踏まえ、障害、障害者及び障害の社会モデルの考え方に関する知識を培い、障害に対する理解の促進、障害を理由とする差別の解消その他の地域共生社会の実現に向けた取組に寄与するよう努めるものとする。 2 障害者団体は、基本理念を踏まえ、障害者及びその家族の生活状況に基づく意見及び要望を把握し、必要に応じてこれらの者を支援する関係機関、区等へこれを伝達するとともに、障害に対する理解の促進、障害を理由とする差別の解消その他の地域共生社会の実現に向けた取組に寄与するよう努めるものとする。 (障害を理由とする差別の禁止)
第7条 区及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を	第7条 区及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を

改正後	改正前
理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の趣旨を踏まえ、障害を理由として不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。 （合理的配慮）	理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の趣旨を踏まえ、障害を理由として不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。 （合理的配慮）
第8条 区及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者等から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（本人による意思の表明が困難な場合には、その家族、介助者その他のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行うものを含む。）があった場合において、当該障害者等と建設的な対話を行うよう努めなければならない。	第8条 区及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者等から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（本人による意思の表明が困難な場合には、その家族、介助者その他のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行うものを含む。）があった場合において、当該障害者等と建設的な対話を行うよう努めなければならない。
2 区及び事業者は、前項の対話の結果、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者等の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者等の性別等（生物学的な性別、性自認（自己の性についての認識をいう。）及び性的指向（恋愛及び性愛の対象についての指向をいう。）をいう。）、年齢、障害の状態その他の事由又はこれらが複合した状態に起因する社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）をしなければならない。	2 区及び事業者は、前項の対話の結果、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者等の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者等の性別等（生物学的な性別、性自認（自己の性についての認識をいう。）及び性的指向（恋愛及び性愛の対象についての指向をいう。）をいう。）、年齢、障害の状態その他の事由又はこれらが複合した状態に起因する社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）をしなければならない。
<u>（意思決定の支援）</u>	
<u>第8条の2 区及び障害福祉サービス事業者等は、障害者等が日常生活及び社会生活に関して自らの意思が反映された生活を営むことができるよう、意思決定の支援に配慮し、その実施に努めるものとする。</u>	
<u>（区政への参加及び参画）</u>	
<u>第8条の3 区は、区の政策の立案に関して、区民の参加を求める会議等の開催に当たっては、障害者等が参加し、及び参画することができるよう、その特性に応じた環境の整備に努めるものとする。</u>	
第2章 障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消のための施策	第2章 障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消のための施策

改正後	改正前
(意見聴取) 第9条 区は、障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消のための施策を講ずるに当たり、障害者及びその家族の意見を聴く機会を設けるものとする。 (普及啓発等) 第10条 区は、区民及び事業者が障害に対する理解を深めるための普及啓発その他必要な施策を講じるものとする。 (教育の推進) 第11条 区は、区民が障害、障害者及び障害の社会モデルの考え方に関する知識を培い、並びに障害を理由とする差別の解消及び社会的障壁の除去の重要性についての理解を深めるための教育を推進するものとする。 (相談対応) 第12条 区は、障害を理由とする差別及び合理的配慮に関して、区民その他関係者からの相談を受けるための専用の窓口を設けるものとする。 2 区は、前項に規定する相談を受けたときは、その内容に応じて次に掲げる対応をするものとする。 (1) その相談に係る事実の確認及び調査を行うこと。 (2) その相談に対して必要な助言又は情報提供を行うこと。 (3) その相談に係る差別の解消及び合理的配慮の提供を図るため、第1号の事実の確認及び調査の結果を踏まえた合理的配慮等をすべき者への働きかけその他の環境の調整を行うこと。 (4) 関係機関への通知その他連絡調整を行うこと。 第3章 安心して暮らし続けることができる地域づくり並びに参加及び活躍の場の拡大のための施策 (地域での交流及び支え合いの推進) 第13条 区は、障害者等が安心して暮らし続けることができる地域づ	(意見聴取) 第9条 区は、障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消のための施策を講ずるに当たり、障害者及びその家族の意見を聴く機会を設けるものとする。 (普及啓発等) 第10条 区は、区民及び事業者が障害に対する理解を深めるための普及啓発その他必要な施策を講じるものとする。 (教育の推進) 第11条 区は、区民が障害、障害者及び障害の社会モデルの考え方に関する知識を培い、並びに障害を理由とする差別の解消及び社会的障壁の除去の重要性についての理解を深めるための教育を推進するものとする。 (相談対応) 第12条 区は、障害を理由とする差別及び合理的配慮に関して、区民その他関係者からの相談を受けるための専用の窓口を設けるものとする。 2 区は、前項に規定する相談を受けたときは、その内容に応じて次に掲げる対応をするものとする。 (1) その相談に係る事実の確認及び調査を行うこと。 (2) その相談に対して必要な助言又は情報提供を行うこと。 (3) その相談に係る差別の解消及び合理的配慮の提供を図るため、第1号の事実の確認及び調査の結果を踏まえた合理的配慮等をすべき者への働きかけその他の環境の調整を行うこと。 (4) 関係機関への通知その他連絡調整を行うこと。 第3章 安心して暮らし続けることができる地域づくり並びに参加及び活躍の場の拡大のための施策 (地域での交流及び支え合いの推進) 第13条 区は、障害者等が安心して暮らし続けることができる地域づ

改正後	改正前
くりのため、地域住民及び事業者による交流及び支え合いの活動の推進に必要な施策を講ずるものとする。 (災害時における情報の提供等)	くりのため、地域住民及び事業者による交流及び支え合いの活動の推進に必要な施策を講ずるものとする。 (災害時における情報の提供等)
第14条 区は、障害者等を支援する事業者と連携し、災害時等において避難行動に支援を要する障害者等に対して、必要な情報の提供及び避難場所での適切な配慮が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。 (支援体制の構築等)	第14条 区は、障害者等を支援する事業者と連携し、災害時等において避難行動に支援を要する障害者等に対して、必要な情報の提供及び避難場所での適切な配慮が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。 (支援体制の構築等)
第15条 区は、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、障害者の障害の重度化及び高齢化並びに障害者等の家族その他の支援者による支援を受けることができなくなる事態に対して不安を抱く障害者等及びその支援者への支援を計画的に確保するために必要な施策を講ずるものとする。	第15条 区は、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、障害者の障害の重度化及び高齢化並びに障害者等の家族その他の支援者による支援を受けることができなくなる事態に対して不安を抱く障害者等及びその支援者への支援を計画的に確保するために必要な施策を講ずるものとする。
2 区は、障害者の地域生活の継続及び施設での生活から地域での生活への移行に寄与するグループホームその他の住まい、通所施設等の確保のために必要な施策を講ずるものとする。	2 区は、障害者の地域生活の継続及び施設での生活から地域での生活への移行に寄与するグループホームその他の住まい、通所施設等の確保のために必要な施策を講ずるものとする。
<u>3 前2項に規定するもののほか、区は、ひとり暮らし等の自立した生活、家族との同居、グループホームの利用等その他の障害者等が自ら選択した地域社会での生活を営むために必要な施策を講ずるものとする。</u> <u>(意思決定に係る支援)</u>	
<u>第15条の2 区は、障害者等の自己決定権が尊重され、障害者等が円滑に意思決定の支援を受けられるよう、障害福祉サービス事業者等に対して必要な施策を講ずるものとする。</u> (医療的ケアに係る支援)	
第16条 区は、国及び東京都と連携し、医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰(かくたん)吸引その他のこども家庭庁長官が定める医療行為をいう。)に対する配慮及びその利用に係る支援が必要な	(医療的ケアに係る支援) 第16条 区は、国及び東京都と連携し、医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰(かくたん)吸引その他のこども家庭庁長官が定める医療行為をいう。)に対する配慮及びその利用に係る支援が必要な

改正後	改正前
者並びにその家族が心身の状況等に応じて住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる支援体制の構築のために必要な施策を講ずるものとする。 (インクルーシブ教育の推進)	者並びにその家族が心身の状況等に応じて住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる支援体制の構築のために必要な施策を講ずるものとする。 (インクルーシブ教育の推進)
第17条 区は、インクルーシブ教育（障害のある子どもを含む全ての子どもが、一般的な教育制度から排除されずに、それぞれの子どもに必要な合理的配慮の下で、共に学び、共に育つことができる仕組みをいう。）の推進のために必要な施策を講ずるものとする。 (就労の支援等)	第17条 区は、インクルーシブ教育（障害のある子どもを含む全ての子どもが、一般的な教育制度から排除されずに、それぞれの子どもに必要な合理的配慮の下で、共に学び、共に育つことができる仕組みをいう。）の推進のために必要な施策を講ずるものとする。 (就労の支援等)
第18条 区は、障害者等が自身の特性に応じて働くことができる場の創出その他の障害者等の就労を支援するために必要な施策を講ずるものとする。	第18条 区は、障害者等が自身の特性に応じて働くことができる場の創出その他の障害者等の就労を支援するために必要な施策を講ずるものとする。
2 区は、障害者等の就労を支援する機関と連携し、事業者が障害者等を雇用するに当たり必要となる障害、障害者及び障害の社会モデルの考え方に関する知識を培うことにより、当該事業者が障害に対する理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。 (参加及び活躍の場の創出等)	2 区は、障害者等の就労を支援する機関と連携し、事業者が障害者等を雇用するに当たり必要となる障害、障害者及び障害の社会モデルの考え方に関する知識を培うことにより、当該事業者が障害に対する理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。 (参加及び活躍の場の創出等)
第19条 区は、障害者等が自らの意思に基づき、自身の特性に応じて参加し、及び活躍することができる場の創出及び拡大のために必要な施策を講ずるものとする。 (文化芸術活動、スポーツ等の機会の創出)	第19条 区は、障害者等が自らの意思に基づき、自身の特性に応じて参加し、及び活躍することができる場の創出及び拡大のために必要な施策を講ずるものとする。 (文化芸術活動、スポーツ等の機会の創出)
第20条 区は、障害者等が多様な文化芸術活動、スポーツ等に参加することができる機会の創出その他の障害者等による多様な文化芸術活動、スポーツ等の推進のために必要な施策を講ずるものとする。 第4章 情報コミュニケーションの推進のための施策 (意思疎通等の手段の保障等)	第20条 区は、障害者等が多様な文化芸術活動、スポーツ等に参加することができる機会の創出その他の障害者等による多様な文化芸術活動、スポーツ等の推進のために必要な施策を講ずるものとする。 第4章 情報コミュニケーションの推進のための施策 (意思疎通等の手段の保障等)
第21条 区は、情報コミュニケーションの推進のため、意思疎通等の手段の保障及び普及啓発その他の障害者等の意思疎通等を促進する	第21条 区は、情報コミュニケーションの推進のため、意思疎通等の手段の保障及び普及啓発その他の障害者等の意思疎通等を促進する

改正後	改正前
ために必要な施策を講ずるものとする。 （意思疎通等を支援する人材の養成） 第22条 区は、障害者団体及び関係機関と連携し、障害者等の意思疎通等を支援する者を養成するために必要な施策を講ずるものとする。 附 則 この条例は、令和5年1月1日から施行する。 附 則（令和5年6月27日条例第38号） この条例は、公布の日から施行する。 <u>附 則（令和〇年〇月〇日条例 第〇〇号）</u> <u>この条例は、令和9年4月1日から施行する。</u>	ために必要な施策を講ずるものとする。 （意思疎通等を支援する人材の養成） 第22条 区は、障害者団体及び関係機関と連携し、障害者等の意思疎通等を支援する者を養成するために必要な施策を講ずるものとする。 附 則 この条例は、令和5年1月1日から施行する。 附 則（令和5年6月27日条例第38号） この条例は、公布の日から施行する。